

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第6部門第3区分  
 【発行日】令和6年6月20日(2024.6.20)

【公開番号】特開2022-84417(P2022-84417A)  
 【公開日】令和4年6月7日(2022.6.7)  
 【年通号数】公開公報(特許)2022-101  
 【出願番号】特願2020-196288(P2020-196288)  
 【国際特許分類】

G 0 6 Q 3 0 / 0 6 ( 2 0 2 3 . 0 1 )

G 0 7 G 1 / 0 0 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

B 6 5 G 1 / 1 3 7 ( 2 0 0 6 . 0 1 )

10

【 F I 】

G 0 6 Q 3 0 / 0 6

G 0 7 G 1 / 0 0 3 3 1 Z

G 0 7 G 1 / 0 0 3 1 1 D

B 6 5 G 1 / 1 3 7 Z

【手続補正書】

【提出日】令和6年6月12日(2024.6.12)

20

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

店舗に陳列された商品を顧客に対して販売する商品販売システムであって、

情報処理システムからなる店舗サーバと、

前記店舗内を移動可能なピッキングロボットと、を有し、

前記店舗サーバは、

30

商品の注文を受け付ける注文受付部と、

前記ピッキングロボットに対して、前記注文に係る商品をピッキングして所定の受渡し場所に搬送するよう指示するピッキング処理部と、を有し、

前記ピッキングロボットは、

先端部を所望の位置に移動させることができるアームと、

前記アームの前記先端部に設置された、商品をピッキングするピッキング手段と、

前記アームの前記先端部付近に設置された、撮像機能を有するセンサと、を有し、

前記センサにより撮影された、前記注文に係る商品が陳列されている画像から、画像処理により1つ以上の物体を検出し、前記各物体に対する商品毎に設定された認識モデルに基づく画像認識処理により、前記注文に係る商品がいずれの前記物体であるかを識別して、前記ピッキング手段を、前記注文に係る商品のピッキングが可能な位置に移動させる、商品販売システム。

40

【請求項2】

請求項1に記載の商品販売システムにおいて、

前記ピッキングロボットは、

画像処理により検出した前記各物体に対して、各商品についてそれぞれ設定されている前記認識モデルを順次適用して、前記各物体がいずれの商品であるかをそれぞれ識別する、商品販売システム。

【請求項3】

50

請求項 1 に記載の商品販売システムにおいて、  
前記ピッキングロボットは、  
画像処理により検出した前記各物体に対して、前記注文に係る商品および当該商品に外観が類似する商品についてそれぞれ設定された前記認識モデルを順次適用して、前記注文に係る商品がいずれの前記物体であるかを識別する、商品販売システム。

【請求項 4】

請求項 1 に記載の商品販売システムにおいて、  
前記ピッキングロボットは、  
前記注文に係る商品について設定された前記認識モデルを、前記注文に係る商品が陳列されている前記陳列棚から所定の距離まで移動したときに前記店舗サーバから取得する、  
商品販売システム。

10

【請求項 5】

店舗に陳列された商品を顧客に対して販売する商品販売システムであって、  
情報処理システムからなる店舗サーバと、  
前記店舗内を移動可能なピッキングロボットと、を有し、  
前記店舗サーバは、  
商品の注文を受け付ける注文受付部と、  
前記ピッキングロボットに対して、前記注文に係る商品をピッキングして所定の受渡し場所に搬送するよう指示するピッキング処理部と、を有し、  
前記ピッキングロボットは、  
先端部を所望の位置に移動させることができるアームと、  
前記アームの前記先端部に設置された、商品をピッキングするピッキング手段と、  
前記アームの前記先端部付近に設置されたセンサと、を有し、  
前記センサにより撮影された画像に基づいて、前記注文に係る商品を検出し、前記ピッキング手段を、前記注文に係る商品のピッキングが可能な位置に移動させる、商品販売システム。

20

30

40

50